

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	川口市 地方税の収納・滞納整理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、地方税の収納・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税の収納・滞納整理に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和7年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税の収納・滞納整理に関する事務	
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律の規定に則り、課税された個人住民税、森林環境税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税(以下「市税」という)の収納情報・滞納情報の管理、滞納整理、消込、過誤納金の処理等を行う。 1. 納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書・収納データにより確認する。 2. 納税者からの納付に過誤納がある場合、過誤納金を還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付し、納税者は川口市に口座振替依頼書を返送する。 3. 2で得た口座情報を基に納税者へ過誤納還付金を振り込む。公金受取口座を希望する場合は中間サーバ接続端末を使用し、口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 4. 納税者が納期限に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促・催告を行う。 5. 滞納者の滞納処分に必要な情報(他機関の滞納状況、財産等)を取得するため、他機関に実態調査を行う。 6. 督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 7. 催告対象者のデータを納税催告センターに提供し、催告を行う。また、催告結果を納税催告センターから受領し、折衝等の結果を滞納整理システムに入力を行う。 8. 督促状・催告書発送対象者となる納税者のデータを委託業者へ送付し、対象者の帳票作成・印刷業務を依頼する。 9. 納税者は川口市に口座振替の申し込みをし、川口市は口座振替を行い、その結果を納税者へ通知する。 10. 統合端末を使用し、他市町村の住民基本台帳関連の情報を取得する。 11. 10で得た情報を住登外管理システムへ手入力を行う。	
③システムの名称	収納管理システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム(宛名システム等)、共通基盤システム(庁内連携システム)、中間サーバ、住登外管理システム、既存住民基本台帳システム、個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、法人住民税システム、事業所税システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
(1) 収納管理システムファイル (2) 滞納整理システムファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	【特定個人番号利用事務における情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「情報連携主務省令」という) 第2条の表 第48の項 【特定個人番号利用事務における情報提供】 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	川口市 理財部 納税課、税制課
②所属長の役職名	納税課長、税制課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月4日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを扱う事務－②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律の規定に則り、課税された個人住民税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税（以下「市税」という）の収納情報・滞納情報の管理、滞納整理、消込、過誤納金の処理等を行う。 1. 納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 （2-11は省略）	地方税法その他の地方税に関する法律の規定に則り、課税された個人住民税、森林環境税、法人住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、事業所税（以下「市税」という）の収納情報・滞納情報の管理、滞納整理、消込、過誤納金の処理等を行う。 1. 納税者が納付書等による納付を行った場合、市指定金融機関等からの領収済通知書・収納データにより確認する。 （2-11は省略）	事後	事務の実情に合わせた修正
令和7年9月4日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを扱う事務－②事務の概要	（略）税宛名管理システム（略）	（略）住登外管理システム（略）	事後	システム表記の統一によるもの
令和7年9月4日	I 関連情報－1. 特定個人情報ファイルを扱う事務－③システムの名称	（略）団体内統合宛名システム、共通基盤システム（庁内用連携システム）（略）税宛名管理システム（略）固定資産税・都市計画税システム（略）	（略）団体内統合宛名システム（宛名システム等）、共通基盤システム（庁内連携システム）（略）住登外管理システム（略）固定資産税システム（略）	事後	システム表記の統一によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月4日	I 関連情報－3. 個人番号の利用－法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1の16項 ・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表の24項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令（※注）で定めるもの ※注・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月4日	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【別表第2における情報提供】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報」が含まれる項) 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 【別表第2における情報照会】 ・番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の「地方税法その他のその他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく法令に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項) 27の項	【特定個人番号利用事務における情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下、「情報連携主務省令」という) 第2条の表 第48の項 【特定個人番号利用事務における情報提供】 なし (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	番号法改正に伴う変更
令和7年9月4日	II しきい地判断項目－1 対象人数－いつ時点の計測か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年9月4日	II しきい地判断項目－2 取扱者数－いつ時点の計測か	令和2年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値を再確認したため変更
令和7年9月4日	IV リスク対策－8. 人手を介在させる作業	—	人手を介在させる作業はない	事後	評価書の様式が変更されたことによる追記
令和7年9月4日	IV リスク対策－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	評価書の様式が変更されたことによる追記